

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会  
第10回会議（平成22年11月19日開催）議事要旨

1 議事概要

【討議】

今後に向けた検討課題として

- ・ 法制度の整備をめぐる問題点
- ・ 死因究明情報の活用
- ・ 歯科医との連携による身元確認

について討議が行われた。

法制度の整備をめぐる問題点については、

- ・ 制度設計の議論の前に、目的を明確にすることが必要であり、目的達成のため、どのような制度設計が必要なのか更に議論することが必要である。
- ・ 諸外国の制度では、死因究明そのものを目的とするものが多いが、日本の場合には、時津風部屋事件等、議論の起きてきた経緯を見ても、やはり犯罪死見逃し防止を目的の中心に掲げることが必要である。
- ・ 犯罪死見逃し防止のためには死因究明が必要であり、死因究明がされれば、その成果を公衆衛生に活用することは可能である。したがって、犯罪死見逃し防止を主たる目的としても、公衆衛生的観点も包含しうるのではないか。
- ・ 家庭内で死亡したような事案で、法医解剖を行おうとした場合に家族の承諾が必要だとすると犯罪死の見逃しが起きるのではないか。
- ・ 犯罪死見逃し防止の観点からすると、家族の承諾なしで解剖ができる法医解剖制度が必要ではないか。

- ・ 司法解剖については、裁判を前提にして行うために令状による厳しいチェックが必要であるが、この法医解剖は、捜査が始まる前段階の捜査の端緒であることから令状を必要としないとしてよいのではないか。
- ・ 今後、死体解剖保存法の一部改正や新たな死因の究明に関する法律等も必要となってくるのではないか。
- ・ イギリス等ではコロナー制度によって、コロナーが解剖するかどうか判断しているが、日本でも解剖要否の判断について公平な機関を設置する必要があるのではないか。

等の意見が述べられた。

死因究明情報の活用については、

- ・ オーストラリアビクトリア州は、おそらく世界で最も死因情報の活用という面では先進的な国であり、死因情報を勧告という形で社会に還元している。日本でも提言・勧告をするような仕組みができることが理想である。
- ・ 死因等の情報、特に異状死体のデータについては、現在活用されていないのが実情である。このデータを継続的に集めて分析することが必要ではないか。
- ・ 司法解剖結果の情報については、遺族に対してどこまで開示するかの問題のほか、活用については捜査情報等を含むため制約が多い。もう少し活用できる仕組みがあれば理想である。

等の意見が述べられた。

歯科医との連携による身元確認については、

- ・ 歯科所見は、歯科の罹患率が高く、日本人は受診率も高いことから、現在所見とカルテ記載事実がよく一致するなど身元確認にきわめて有効である。

- ・ 生前の歯科所見のデータベース化ができれば一層効果的に身元確認が可能で、特に大規模災害の際には有用である。
  - ・ 29校ある歯学系大学のうちに、法医学あるいは歯科法医学の教室のあるところが6校しかないことは問題である。歯科法医学の教育の充実が必要である。
  - ・ 身元が分からなければ、犯罪性の有無の判断もできないことから、死因究明制度の中で歯科医も役割を担うべきである。
- 等の意見が述べられた。

## 2 その他

次回会議は、平成22年12月17日(金)開催